



# 台風被災者の皆さんへ

## 支援策について社会福祉課からお知らせします

このたびの台風の被害に遭われた皆さんに、心からお見舞い申し上げます。  
市では、減免や見舞金などの支援を実施します。

### 【減免制度】

種類	対象者	適用内容等
保育料	保育園入園児童の保護者	天災その他不慮の災害により保育料の負担が困難な場合
介護保険料	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者	第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
養護老人ホーム入所者等負担金	被措置者又はその扶養義務者	災害の発生等により、被措置者又はその扶養義務者の費用負担能力に著しい変動があると認めるとき

### 【見舞金制度】

制度	対象者	制度の内容
佐渡市被災見舞金の支給に関する実施要綱	自然災害、火災等不慮の災害の被災世帯（生活の本拠である居宅の半焼、半壊以上）	消防署長が発行する被災家屋状況調査に基づき、1世帯2万円の見舞金支給とする
佐渡市災害弔慰金の支給に関する条例及び施行規則	令第1条（注1）に規定する災害又は新潟県災害救助条例が適用された災害により死亡したその遺族	死亡者が生計を主として維持していた場合は500万円（その他は、250万円支給する）
佐渡市災害障害見舞金に関する条例及び施行規則	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに障害がある市民	世帯を主として維持していた場合は500万円（その他の場合は250万円）
災害援護資金の貸付に関する条例及び施行規則	災害救助法による救助の行われた災害で被害を受けた世帯で、所得の合計額が政令で定める額に満たない世帯主	災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ定められる

注1：災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年12月26日政令第374号）

●上記問い合わせ先：市役所社会福祉課又は各支所で申請を受け付けています。

### 【生活福祉資金貸付制度】 ※社会福祉協議会各支所が申請の窓口となります。

資金種類	対象世帯	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	生活保護受給世帯
更生資金		●	●	●	●
福祉費		●	●	●	●
住宅資金		●	●	●	●
修学資金		●			
療養・介護資金		●		●	
緊急小口資金		●			
災害援護資金		●			●

●問い合わせ先：社会福祉協議会各支所にお願いします。